

被災された方への支援内容一覧

令和8年10月1日

●証明書等の発行

制度	支援内容	担当課	問い合わせ先
罹災証明書・被災証明書	被災者に罹災証明書・被災証明書を発行します。 ※被害を写真に撮影するなど記録をお願いします。	税務住民課	0475-46-2118

●減免・免除など

制度	支援内容	担当課	問い合わせ先
各種証明書交付手数料の免除	罹災者・被災者が復旧のための諸手続きに必要な住民票や各種証明書を申請する場合、交付手数料を免除します。 ※罹災・被災証明書の提示をお願いします。	税務住民課	0475-46-2118
マイナンバーカード再交付手数料の減免	マイナンバーカードを紛失・破損した罹災者・被災者が再交付を申請する場合、再発行手数料を減免します。 ※罹災・被災証明書の提示をお願いします。	税務住民課	0475-46-2118
国民健康保険税の減免	被害状況に応じて減免を行います。 ※内容が決定次第、町ホームページでお知らせします。	税務住民課	0475-46-2118
固定資産税の減免	固定資産に被害を受けた場合、一定の要件で減免を行います。 ※内容が決定次第、町ホームページでお知らせします。	税務住民課	0475-46-2118
国民年金第1号被保険者に対する保険料免除	被害が大きい財産の損害が2分の1以上である場合、免除申請が可能です。 ※国民年金保険料免除・納付猶予申請に係る被災状況届の提出が必要となります。	千葉年金事務所 税務住民課	043-242-6320 0475-46-2118
介護保険料の減免・徴収猶予	被害の程度と所得によって、保険料が減免・徴収猶予となる場合があります。	福祉課	0475-46-2116
長南保育所保育料の減免	被害の程度によって、保育料が減免となる場合があります。	福祉課	0475-46-2116
長南町放課後児童クラブ利用負担金の減免	被害の程度によって、児童クラブ利用負担金が減免となる場合があります。	福祉課	0475-46-2116
国民健康保険一部負担金の減免・徴収猶予	災害により被害を受けた場合、被保険者の一部負担金を一定の要件で減免・徴収猶予します。	健康保険課	0475-46-2119
後期高齢者医療保険の保険料及び一部負担金の減免・徴収猶予	災害により被害を受けた場合、一定の要件で保険料及び一部負担金の減免・徴収猶予します。	健康保険課	0475-46-2119

●被災家屋への対応

制度	支援内容	担当課	問い合わせ先
住家への崩落土撤去費用の一部助成	居住する住宅の敷地内へ土砂などが崩落した方へ、土砂等の撤去費用の一部を助成します。	総務課	0475-46-2112
住宅の応急修理	被災した住宅(準半壊以上)に対し、日常生活に必要最小限度の部分の応急的な修理を行います。	建設課	0475-46-3394
賃貸型応急住宅の供与	住宅に甚大な被害を受け、住まいの確保が困難な世帯に対し、応急仮設住宅として民間の賃貸住宅を借り上げて提供します。	建設課	0475-46-3394
被災者生活再建支援金	災害により住家に中規模半壊以上(半壊解体含む)の被害を受けた罹災世帯が対象予定です。 ※内容が決定次第、町ホームページでお知らせします。	福祉課	0475-46-2116
消毒液の配布	浸水した家屋に噴霧する消毒液を配布します。	健康保険課	0475-46-3392

●金融支援(貸付・融資)など

制度	支援内容	担当課	問い合わせ先
セーフティネット保証4号	売上高減少等の中小・小規模事業者に対し、別枠で融資額を100%保証する制度を適用します。	千葉県信用保証協会 保証部 保証第一・二課	043-221-8111
災害援護資金(貸付)	災害により住居や家財の損害を受けた罹災世帯のうち、希望する世帯へ生活の再建に必要な資金の貸し付けを行います。	福祉課	0475-46-2116

●その他の支援

制度	支援内容	担当課	問い合わせ先
被災中小企業・小規模事業者支援措置	特別相談窓口の設置、災害復旧貸付等の実施、セーフティネット保証4号の適用、既往債務の返済条件緩和等の対応、小規模企業共済災害時貸付の適用。 ※詳しくは、問い合わせください。	経済産業省(代表)	03-3501-1511
土砂等搬入先の案内	※事前予約制の為、詳細は問い合わせください。	【土砂関係】 総務課 【災害ごみ関係】 生活環境課	0475-46-2112 0475-46-3396
町民無料法律相談(事前予約制)	10月29日(木)13時30分～16時 場所:中央公民館 申込期限:10月21日(水) ※1組につき「30分」。	総務課	0475-46-2112
災害専用フリーダイヤル	役所の手続き、各種支援措置等についてのご相談・お問い合わせに対応します。 ※受付:平日9時～16時45分	総務省 関東管区 行政評価局	0120-602-110

※災害に便乗した詐欺や悪質商法にご注意ください。不信な場合は警察110番へ。